

「新トクするサポート+」提供条件書

「新トクするサポート+」（以下「本プログラム」といいます。）は、対象機種を 48 回の分割払いの方法により購入し、当社が定める条件を満たした場合に、第 4 条（特典内容）に定める特典をご利用頂けるプログラムです。

第 1 条（規約の適用）

1. 本プログラムは、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供します。
2. 「新トクするサポート+」提供条件書（以下「本提供条件書」といいます。）は、お客さまが本プログラムを利用するにあたって適用される条件を定めたものであり、お客さまは、本提供条件書の内容を確認し、ご同意の上で、本プログラムをご利用頂く必要があります。

第 2 条（プログラム期間）

本プログラムの実施期間（以下「本プログラム期間」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

本プログラム期間	2025 年 8 月 20 日 ~ 終了時期未定
----------	--------------------------

※ 終了時期は、確定次第、当社ホームページ等でご案内します。

第 3 条（対象）

1. 本プログラムは、本プログラム期間中に、当社との間で割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約を締結することにより、48 回払いの方法によって、次項に定める対象機種を購入したお客さまを対象にします。なお、本提供条件書において、次項に規定する対象機種のうちお客さまが購入した端末を「本端末」といいます。
2. 本プログラムの対象となる機種は、下表のとおりです。

対象機種*	SoftBank 5G、SoftBank 4G LTE 又は SoftBank 4G のいずれかに対応の iPhone、スマートフォン、SoftBank 携帯電話、iPad、タブレット、Apple Watch、ウェアラブルデバイス及び SoftBank 回線対応の通信モジュールを内蔵したメーカー・ブランド PC（以下「ACPC」といいます。）のうち、当社ホームページ上で指定する機種 ※同一の機種であっても、その機種に搭載されたストレージ容量によって、本プログラムの対象であるものと対象外であるものがあります。詳細は、当社ホームページでご確認ください。
-------	--

※ SoftBank Certified で取り扱う端末は、本プログラムの対象外です。
※ キッズフォン及びシンプルスタイル（プリペイド携帯電話）等は、対象外です。
※ あんしん保証パックサービス（端末の故障時に修理代金の割引を受けることができる等のアフターサービスを利用でき、名称の一部に「あんしん保証パック」が含まれる当社の「ソフトバンク」ブランドの下で提供するサービスの総称をいいます。以下同じ。）の対象ではない機種は、次条に定める特典 A を利用することはできません。

第 4 条（特典内容）

本プログラムの各特典（以下、特典 A 及び特典 B を「特典」と総称します。）の名称、内容及び特典の利用の申し込みが可能

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

となる時期（以下「特典受付開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

欄	特典名	特典内容	特典受付開始日
1	特典 A	お客さまが次条に規定する特典の利用条件を全て満たすことを条件として、特典の申し込み完了日が属する請求月の翌請求月以降分※1（最大 36 回分※2）の本端末の分割支払金又は賦払金（以下「特典 A 残債務」といいます。なお、以下、分割支払金及び賦払金を「分割支払金」と総称します。）相当額（頭金は含まれません。）で、当社が本端末を下取りし、特典 A 残債務と本端末を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、13 か月目※3。
2	特典 B	お客さまが第 6 条（特典 B 利用条件）に規定する特典の利用条件を全て満たすことを条件として、特典の申し込み完了日が属する請求月の翌請求月以降分※1（最大 24 回分※2）の本端末の分割支払金（以下「特典 B 残債務」といいます。）相当額（頭金は含まれません。）で、当社が本端末を下取りし、特典 B 残債務と本端末を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、25 か月目※3。

※1 何らかの理由により査定が遅れ、特典利用の申し込み完了日が属する月の翌月末までに本端末の査定を完了することができなかった場合に、お客さまが次条第 1 項又は第 6 条（特典 B 利用条件）の査定完了時期以外の全ての条件を満たすことを条件として、特典の申し込み完了日が属する月の翌月末から 60 日以内に査定が完了しているときに限り、例外的に当社の判断により特典の適用を認めることができます。この場合、査定完了日が属する請求月以降分となります。但し、本端末の査定完了後に古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づく本人確認を行う法人のお客さまに関しては、本人確認のために講ずる措置の完了を当社が確認できた日が属する請求月以降分です。

※2 お客さまが特典を利用するタイミングによって、金額は異なります。また、ご購入の機種・時期・契約種別（新規契約、他社からのりかえ（MNP）、ワイモバイル・LINEMO 等からのりかえ（番号移行）、機種変更又は回線を契約せずに機種のみ購入する契約のいずれかのお客さまの契約内容をいいます。以下同じ。）によって、各回の分割支払金の金額が異なります。

※3 一部のお客さまは、例外的に 12 か月目に特典 A、24 か月目に特典 B の利用の申し込みが可能となります。また、在庫状況又は配送状況により、本端末がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、特典受付開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの特典受付開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。なお、特典受付開始日は、お客さまの責任により自らご確認頂く必要があり、当社は、お客さまに対して、電子メール又は SMS 等によって、事前に特典受付開始日を通知する義務は負わないものとします。

第 5 条（特典 A 利用条件）

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

1. 特典 A を利用するためには、第 3 条（対象）第 1 項の条件を満たしたお客さまが次の各号に掲げる条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 前条の表第 1 欄に定める特典受付開始日から第 2 欄に定める特典受付開始日の前日までの期間に、お客さまが契約している回線の電話番号（ソフトバンクユーザー^{※1}のお客さま）又は機種契約番号^{※2}（ソフトバンクユーザー以外のお客さま）を当社に申告の上、当社指定の方法により、特典 A の利用を当社に申し込むこと。なお、法人のお客さまの場合、法人番号のご申告も必要です。

※1 当社が「ソフトバンク」ブランドの下で提供する通信サービスの利用者をいいます。以下同じ。

※2 本端末を購入するときに当社が発行するお客さまの管理番号をいいます。以下同じ。

- (2) 対象機種の購入と同時にあんしん保証パックサービスに加入し、特典 A の利用の申し込みが完了するときまであんしん保証パックサービスに加入し続いていること
- (3) 特典 A の利用の申し込み完了日が属する月の翌月末までに、当社が本端末[※]を回収し、査定完了すること。なお、当該回収及び査定にあたっては、次の条件を全て満たしていることを要します。

- ※ Apple Watch 又はウェアラブルデバイスの場合は、本体に加えて、購入時に付属していたバンドの回収及び査定も実施します。
- ※ ACPC の場合は、本体に加えて、AC アダプタ及び電源ケーブルの回収及び査定も実施します。なお、AC アダプタ及び電源ケーブルは本体に接続できる純正品である必要があります。
- ※ あんしん保証パックサービスの特典を利用して、本端末を交換した場合は、交換後の端末を回収し、査定します。この場合、交換後は、交換前の端末で特典を利用することはできなくなります。なお、交換後の端末については、本提供条件書の「本端末」をその端末に読み替えて、本提供条件書の規定を適用するものとします。

- ① 次のいずれかに該当すること
- ア 本端末が第 13 条（査定基準）に規定する査定基準（以下「査定基準」といいます。）を満たしている旨を当社が確認したこと
 - イ 本端末が査定基準を満たしていない旨を当社が確認した場合に、当社が指定する方法に従い、第 7 条（査定基準を満たさないときの費用）に定める料金（以下「本負担金」といいます。）を当社に一括で支払うこと[※]
 - ※ 特典 A の利用を申し込みするときに、本端末が査定基準を満たしていない場合であっても特典を利用することを希望する旨を当社に申し出ることが必要です。
 - ※ 本端末の査定の結果、第 13 条（査定基準）第 2 項に該当する場合は、本負担金の支払いを問わず、特典 A の適用は受けられません。
- ② 当社が定める方法に従い、古物営業法に基づく本人確認を受けたこと
- ③ 本端末がネットワーク利用制限の対象になっていないこと
- (4) 当社が指定する方法に従い、別紙 1 に定める特典利用料を一括で査定完了後に当社に支払うこと
- ※ 特典利用料の金額は、ご購入の機種・ストレージ容量・時期・契約種別等により異なります。
- (5) 当社が指定する方法に従い、別紙 2 に定める早期利用料を一括で査定完了後に当社に支払うこと
- ※ 早期利用料の金額は、ご購入の機種・ストレージ容量・時期・契約種別等により異なります。
 - ※ 早期利用料は、お客さまが特典 A を利用するまでに経過する月数によって変動する金額が設定されています。
- (6) 特典 A の利用の申し込みの時点で、本プログラムを解約、解除又は終了していないこと

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

- (7) 本端末の査定が完了するまで、お客さまが当社に負担する債務の支払いを怠っていないこと
2. 特典 A の利用を申し込みした場合であっても、何らかの理由により査定が遅れ、特典利用の申し込み完了日が属する月の翌月末までに本端末の査定を完了することができずに、特典 B の特典受付開始日以降に本端末の査定が完了したときに、特典 A は適用されず、特典 B に関する利用条件、特典内容その他本提供条件書の規定が準用されることがあります。この場合は、お客さまに早期利用料は発生しません。

第 6 条（特典 B 利用条件）

特典 B を利用するためには、第 3 条（対象）第 1 項の条件を満たしたお客さまが次の各号に掲げる条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 第 4 条（特典内容）の表第 2 欄に定める特典受付開始日以降に、お客さまが契約している回線の電話番号（ソフトバンクユーザーのお客さま）又は機種契約番号（ソフトバンクユーザー以外のお客さま）を当社に申告の上、当社指定の方法により、特典 B の利用を当社に申し込みすること。なお、法人のお客さまの場合、法人番号のご申告も必要です。
- (2) 特典 B の利用の申し込み完了日が属する月の翌月末までに、当社が本端末※を回収し、査定完了すること。なお、当該回収及び査定にあたっては、次の条件を全て満たしていることを要します。
- ※ Apple Watch 又はウェアブルデバイスの場合は、本体に加えて、購入時に付属していたバンドの回収及び査定も実施します。
 - ※ ACPC の場合は、本体に加えて、AC アダプタ及び電源ケーブルの回収及び査定も実施します。なお、AC アダプタ及び電源ケーブルは本体に接続できる純正品である必要があります。
 - ※ あんしん保証パックサービスの特典その他当社が個別に認めた一部のサービスを利用して、本端末を交換した場合は、交換後の端末を回収し、査定します。この場合、交換後は、交換前の端末で特典を利用することはできなくなります。なお、交換後の端末については、本提供条件書の「本端末」をその端末に読み替えて、本提供条件書の規定を適用するものとします。
- ① 次のいずれかに該当すること
- ア 本端末が査定基準を満たしている旨を当社が確認したこと
 - イ 本端末が査定基準を満たしていない旨を当社が確認した場合に、当社が指定する方法に従い、次条に定める本負担金を当社に一括で支払うこと※
 - ※ 特典 B の利用を申し込みするときに、本端末が査定基準を満たしていない場合であっても特典を利用することを希望する旨を当社に申し出ることが必要です。
 - ※ 本端末の査定の結果、第 13 条（査定基準）第 2 項に該当する場合は、本負担金の支払いを問わず、特典 B の適用は受けられません。
- ② 当社が定める方法に従い、古物営業法に基づく本人確認を受けたこと
- ③ 本端末がネットワーク利用制限の対象になっていないこと
- (3) 当社が指定する方法に従い、別紙 1 に定める特典利用料を一括で査定完了後に当社に支払うこと
- ※ 特典利用料の金額は、ご購入の機種・ストレージ容量・時期・価格・契約種別等により異なります。
 - ※ 特典利用料は、お客さまが特典 B を利用するまでに経過する月数によって変動する金額が設定されています。
- (4) 特典 B の利用の申し込みの時点で、本プログラムを解約、解除又は終了していないこと

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

(5) 本端末の査定が完了するまで、お客さまが当社に負担する債務の支払いを怠っていないこと

第7条（査定基準を満たさないときの費用）

1. 本負担金の金額は、お客さまの本端末の25回目から48回目までの分割支払金（税込）の合計額によって異なり、下表のとおりです。

欄	25回目から48回目までの分割支払金（税込）の合計額	本負担金（不課税）
1	70,000円以上	22,000円
2	70,000円未満	12,000円

2. 前項の規定にかかわらず、本端末がApple Watch又はウェアラブルデバイスの場合に、本体は査定基準を満たすもののバンドのみ満たさないときは、本負担金は下表の第1欄に記載の金額となります。また、本端末がACPCの場合に、本体は査定基準を満たすもののACアダプタ又は電源ケーブルのみ満たさないときは、下表の第2欄に記載の金額となります。

欄	本端末の製品カテゴリー	査定基準を満たさない対象	本負担金（不課税）
1	Apple Watch／ ウェアラブルデバイス	バンドのみ	2,000円
2	ACPC	ACアダプタ又は電源ケーブルのみ	5,000円

※ Apple Watch、ウェアラブルデバイス又はACPCの本体が査定基準を満たしていない場合は、バンド、ACアダプタ又は電源ケーブルが査定基準を満たしているかを問わず、前項の規定が適用されます。

第8条（適用除外事由）

1. 次の各号のいずれかに該当するときは、お客さまは特典Aを利用することができます。
 - (1) 本端末が査定基準を満たしていない場合に、特典利用料、早期利用料及び本負担金を合計した金額が特典A残債務の金額より大きいとき又は同額であるとき
 - (2) 早期利用料の金額が特典A残債務の金額（24回目までの分割支払金の支払債務に限ります。）より大きいとき
2. 本端末が査定基準を満たしていない場合に、特典利用料及び本負担金を合計した金額が特典B残債務の金額より大きいとき又は同額であるときは、お客さまは特典Bを利用することができます。

第9条（下取り価格）

1. 特典に基づく本端末の下取り価格は、当社が定める査定基準を満たす場合、特典の利用条件を全て満たすことを条件として、特典の申し込み完了日が属する請求月の翌請求月以降分※の分割支払金相当額（頭金は対象外です。）とします。但し、1年くりあげオプション（次条に定めます。）に基づく本端末の下取り価格は、本端末の25回目から48回目までの分割支払金相当額（頭金は対象外です。）です。

※第4条（特典内容）の注記1第1文に該当する場合、査定完了日が属する請求月以降分となります。但し、本端末の査定完了後に古物営業法に基づく本人確認を行う法人のお客さまに関しては、本人確認のために講ずる措置の完了を当社が確認できた日が属する請求月以降分です。

2. 本端末が査定基準を満たさない場合、下取り価格は、前項に規定する金額から本負担金を減額した金額となります。

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025年11月28日

ソフトバンク株式会社

3. 送付キットの配送遅延その他理由により、査定完了まで長期間を要した場合、割賦債務と相殺する時期が遅れる場合があります。この場合、遅延期間にお支払い頂いた割賦債務は返金しません。また、割賦債務を相殺する処理を行った後に査定基準を満たさないことが判明した場合は、本来の割賦債務又は本負担金を事後的に当社が別に定める支払条件に基づきお支払い頂く場合があります。

第 10 条（1 年くりあげオプション）

1. 1 年くりあげオプションは、第 3 条（対象）第 1 項の条件を満たしたお客さまが本条第 3 項の条件を全て満たした上で 1 年くりあげオプション利用を申し込んだ場合、24 回分の本端末の分割支払金相当額で本端末を下取りし、お客さまの本端末の 25 回目から 48 回目までの分割支払金債務※と本端末を下取りするときの売買代金債権を相殺するものです。この場合、全 48 回のうち 1 回目から 24 回目までの分割支払金債務については、本端末の売買代金債権と相殺されるものではなく消滅しないため、お客さまは、引き続き割賦契約条件に従いお支払い頂く必要がありますので、ご注意ください。

※ご購入の機種、時期又は契約種別によって、各回の分割支払金の金額が異なります。

2. 1 年くりあげオプションの行使の申し込みが可能となる時期（以下「1 年くりあげオプション行使開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

1 年くりあげオプション 行使開始日	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、13 か月目※
-----------------------	----------------------------------

※ 一部のお客さまは、例外的に 12 か月目に 1 年くりあげオプションの行使が可能となります。在庫状況又は配送状況により、本端末がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、1 年くりあげオプション行使開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの 1 年くりあげオプション行使開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。なお、1 年くりあげオプション行使開始日は、お客さまの責任により自らご確認頂く必要があり、当社は、お客さまに対して、電子メール又は SMS 等によって、事前に 1 年くりあげオプション行使開始日を通知する義務は負わないものとします。

3. 1 年くりあげオプション行使するためには、次の各号に掲げる条件を全て満たす必要があります

- (1) 1 年くりあげオプション行使開始日から特典 B の特典受付開始日の前日までの期間に、お客さまが契約している回線の電話番号（ソフトバンクユーザーのお客さま）又は機種契約番号（ソフトバンクユーザー以外のお客さま）を当社に申告の上、当社指定の方法により、1 年くりあげオプションの行使を当社に申し込みすること。なお、法人のお客さまの場合、法人番号のご申告も必要です。

- (2) 第 6 条（特典 B 利用条件）第 2 号から第 5 号までに定める条件※を全て満たすこと

※ 「特典 B」を「1 年くりあげオプション」と読み替えて準用します。

4. 本端末が査定基準を満たしていない場合に、お客さまが 1 年くりあげオプションの行使を希望するときは、当社が指定する方法に従い、第 7 条（査定基準を満たさないときの費用）に規定する本負担金を一括で当社にお支払い頂く必要があります。

※ 本端末の査定の結果、第 13 条（査定基準）第 2 項に該当する場合は、本負担金の支払いを問わず、1 年くりあげオプション行使できません。

5. 本端末が査定基準を満たしていない場合、特典利用料及び本負担金を合計した金額が本端末の 25 回目から 48 回目までの分割支払金債務の金額より大きいとき又は同額であるときは、1 年くりあげオプション行使できません。

6. 第 3 項の 1 年くりあげオプションの行使条件を全て満たした場合であっても、何らかの理由により査定が遅れ、行使の申し込み完

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

了日が属する月の翌月末までに本端末の査定を完了することができずに、特典 B の特典受付開始日以降に本端末の査定が完了したときは、1 年くりあげオプションは適用されず、特典 B に関する本提供条件書の全ての規定が準用されることがあります。

第 11 条（機種回収の必要性）

特典及び 1 年くりあげオプション（以下「特典等」といいます。）を利用するためには、本提供条件書記載の条件に従い、本端末を当社に提供頂く必要があります。なお、特典等の利用の申し込みをもって、本端末を提供することに同意したものとさせて頂きます。

第 12 条（特典利用時における機種回収）

1. お客さまは、本端末の回収方法として、店頭又は郵送のいずれかをお選び頂けます。
2. 本端末の回収にあたっては、古物営業法に基づく本人確認を実施します。なお、本人確認を受けるにあたっては、当社が別途指定する手続きに従う必要があります。当該手続きに従わない場合、特典等を利用することはできません。
3. 特典等の利用を申し込みした後は、本端末の返還請求はできません。
4. 回収完了後は本端末内のデータ復元等はできなくなりますので、回収前にデータのバックアップ・初期化を必ず実施頂くようお願いします（万が一、本端末内にデータが残っていた場合は、当社にて全て消去いたします。）。なお、実施しないこと等によってデータの消失又は漏洩等が生じてお客さまが損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。
5. 回収前に本端末でご利用されていたアプリケーションやサービス等は、お客さまご自身にて解約・引き継ぎ等の必要な手続きを実施するようお願いいたします。なお、実施しないこと等によってお客さまが何らかの損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。
6. 1 回あたりの特典等のご利用につき、1 台に限って回収します。
7. 特典等利用の申し込み時に新しい端末へ買い替えるお客さまについては、何らかの理由によりその買い替えのお手続きがキャンセルされた場合であっても、回収した本端末はお客さまに返却されません。
8. 本端末の回収時にお客さまが当社へ申告する内容と当社へ送付される内容が異なる場合は、特典等利用の申し込みはキャンセルとなります、回収した本端末はお客さまに返却されません。
9. 回収対象の本端末以外の物品（以下「混入物」といいます。）が当社に送付された場合、当社は、混入物の所有権は放棄されたものとみなし、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客さまは異議を述べないものとします。
10. 前項にかかわらず、当社は、当社の判断によりお客さまに対して混入物に関して連絡する場合又は混入物を返送する場合があります。この場合であっても、お客さまと連絡が取れないとき又は混入物をお受け取りいただけないときは、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客さまは異議を述べないものとします。
11. 本端末の査定完了後、当社は、適格請求書発行事業者として登録されている法人のお客さまに対して、仕入明細書を送付する場合があります。この場合、お客さまは、法令が定める期間、同書面を保存する必要があります。なお、同書面の発送後 2 週間以内に、当社指定の方法によりお客さまが異議を申し出ないときは、その記載内容に同意したものとみなします。
12. 運送会社その他の第三者による本端末に関する配送事故（誤配達、遅延、不到達等）又は紛失・破損等については、当社は責任を負わないものとします。
13. 本端末の回収方法・本人確認の方法等は、変更される場合があります。この場合、変更後の内容に従って頂くようにお願いいたします。

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

第 13 条（査定基準）

1. 特典等の利用時に回収する本端末の査定基準は、本プログラムの専用ウェブサイトに定める査定時点における最新の判定基準を適用します。なお、現時点の本プログラムの判定基準は当該ウェブサイト上で確認することができますが、あくまでも査定時点における基準が適用されますので、本端末の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の基準が適用されます。
※ 基準のいずれか 1 つにでも該当する場合は、査定基準を満たしません。
2. 第 5 条（特典 A 利用条件）第 1 項第 3 号①イ、第 6 条（特典 B 利用条件）第 2 号①イ及び第 10 条（1 年くりあげオプション）第 4 項にかかわらず、本端末を査定した結果、次の各号のいずれかに該当する場合、本負担金の支払いを問わず、特典等を利用することができません。
 - (1) 電源が入らないこと
 - (2) スリープボタンが正常に機能しないこと
 - (3) アクティベーションロックその他各種ロックが解除されていないこと
 - (4) 初期化されていないこと
 - (5) 改造（シールの貼付、塗装、刻印、部品交換その他原状を変更する行為を含みますが、これらに限られません。）等されていること又はメーカー保証の対象外であること
 - (6) SIM カードが取り出しできないこと
 - (7) 筐体が膨張又は変形していること
 - (8) 液晶（液晶表示、液晶内部等を含みます。）又はタッチパネルに異常があること
 - (9) 製造番号（IMEI）を当社が確認できること※
※ 印字が不鮮明、損壊その他の状態等により、製造番号（IMEI）が確認できない場合、特典等の利用のお申し込みを受けることができません。Apple Watch の場合は、IMEI 又はシリアル番号を当社が確認できることが必要です。
※ ACPC の場合、本端末の外観から製造番号（IMEI）を当社が確認できる必要があります。
 - (10) その他査定時点で当社ホームページに掲げる事項

第 14 条（併用不可サービス）

1. 第 3 条（対象）第 1 項の条件を満たしたお客さまは、他に端末を所有していたとしても、本端末を購入した際に「下取りプログラム」の「機種代金の割引特典」に申し込みをすることはできません。また、本プログラムの特典等の利用と同時に、本端末を「下取りプログラム」提供条件書に定める対象機種として、「下取りプログラム」に申し込むこともできません。
2. 上記に掲げる以外にも、他のサービス、キャンペーン、プログラム又は割引等と併用することができない場合があります。

第 15 条（請求月）

本提供条件書において、請求月とは、当社がお客さまごとに割り当てるお支払いの請求締日により異なる、次の 2 とおりの期間を意味するものとします。なお、お客さまの請求締日は、My SoftBank においてご確認頂くことができます。

請求締日	請求月	本プログラムの起算点 (例：本端末の購入日が 2025 年 10 月 24 日の場合)
末日	毎月 1 日～末日	2025 年 10 月 24 日～2025 年 10 月 31 日を 1 か月目とします
20 日	毎月 21 日～翌 20 日	2025 年 10 月 24 日～2025 年 11 月 20 日を 1 か月目とします

「新トクするサポート+」提供条件書
更新日：2025 年 11 月 28 日
ソフトバンク株式会社

※ お客様の請求締日が変更になった場合に、その変更が生じた請求月に特典の利用を申し込みしたときは、第4条（特典内容）に定める相殺の対象である分割支払金が1か月分（1請求月分）後ろ倒しされ、特典A残債務及び特典B残債務並びに第9条（下取り価格）に定める下取り価格について、分割払金1回分相当額について減額されることがあります。

第16条（遅延損害金）

お客様は、本プログラムに関して負担する債務の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、遅延した金額に対し、年14.5%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第17条（禁止行為）

お客様は、本プログラムの利用にあたって、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、行政機関のガイドライン又は公序良俗に違反する行為
- (2) 当社又は第三者の営業妨害又は名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
- (3) 当社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 本提供条件書に別段の定めがある場合を除いて、当社の書面による事前の承諾なく、本提供条件書に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定その他処分をする行為
- (5) 本プログラムを不正な目的をもって利用する行為
- (6) その他当社が不適切と判断する行為

第18条（パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、お客様のパーソナルデータ（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、製造番号（IMEI、シリアル番号）機種契約番号等を含みますが、これらに限られません。）を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

2. 当社は、本プログラムの提供に関して取得したパーソナルデータについて、下表のとおり、第三者に提供する場合があります。

提供先：本端末の譲渡先事業者

提供国：[こちら](#)の国が含まれます。

提供データ：本端末の製造番号（IMEI、シリアル番号）

主な利用目的：当社が本端末を譲渡するため

3. 当社は、次の各号の目的のため、お客様に代わってApple Japan 合同会社及びApple Inc.に対し製造番号（IMEI、シリアル番号）を通知し、これらより結果を受領することができます。なお、受領した結果に係るデータについては、当社プライバシーポリシーに定めるところにより取り扱います。

- (1) 本端末のアクティベーションロックの設定状態を確認するため
- (2) 本端末の修理履歴を確認するため
- (3) その他本プログラムの提供に必要な業務を実施するため

第19条（停止・中止）

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025年11月28日

ソフトバンク株式会社

当社は、システムの保守点検、不可抗力若しくは本プログラムの運営状況その他の予期できない事情がある場合又は当社が必要であると判断する場合は、何ら通知を行うことなく、本プログラムの全部又は一部の提供を停止又は中止することができるものとします。

第 20 条（責任の制限）

1. 当社は、本プログラムの完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
2. 本プログラムに関連して発生したお客さま（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する「消費者」以外のお客さま（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失（重過失を除きます。）により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、損害を被った月の 1 回分の分割支払金相当額を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付隨的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害及び拡大損害を含みます。）については、当社は賠償の責任を負わないものとします。
3. 当社は、前項に規定する消費者以外のお客さま（法人等）に対し、本プログラムに基づきお客さまに生じた一切の損害について、当社の故意又は過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わないものとします。
4. 当社が割賦債権を第三者に譲渡その他の処分をしていた場合には、当社がこれらの譲受人等（以下「割賦債権者」といいます。）に対して割賦残債務に相当する補償債務を履行しない限り、お客さまは特典等を利用することはできず、割賦残債務は相殺されません。

第 21 条（変更・廃止）

1. 本プログラムは、何らかの理由（当社が、第 24 条（解除）第 5 号に該当する場合を含みます。）により内容を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、変更後の内容がお客さまの権利関係に重大な影響を与える場合又は本プログラムを廃止する場合は、当社ホームページに掲載する方法その他同等の方法により事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
2. 前項に基づき、本プログラムを廃止した場合、お客さまは特典等を利用することはできません。この場合、お客さまの割賦契約条件に従い、完済されるまで毎月分割支払金をお支払頂く必要があります。
3. 本プログラムを廃止した場合、割賦債権者が当社に代わり本プログラムを承継すべき義務を負うものではなく、お客さまは割賦債権者に対して、特典等を利用することはできず、割賦残債務は相殺されません。
4. 前三項の場合に、お客さまに何らかの損害が生じた場合でも、当社及び割賦債権者は責任を負いません。

第 22 条（終了条件）

1. お客さまが本端末の割賦債務を完済した場合又は一括による弁済のお申し込みをした場合（その後お申し込みが取り消された場合を含みます。）、本プログラムの適用は自動的に終了するものとします。
2. お客さまが特典等のいずれかを利用することを申し込みした場合、その申し込みを撤回又は取消しすることはできず、また再度特典等を申し込みすることもできません。なお、この場合、既に申し込み済みの特典等とは別の種類の特典等についても申し込みすることはできなくなりますので、ご了承ください。
(例) お客さまが特典 A に申し込みを行ったが利用条件を満たさずに本端末が返却された場合であっても、再び特典 B に申し込みすることはできません。

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

第 23 条（解約）

- お客さまは、当社が指定する方法に従って手続きを行うことにより、本プログラムを解約することができます。
- 前項の場合、当社がお客さまの解約の申し入れを承諾し、解約手続きが完了した日をもって、本プログラムの適用は終了します。

第 24 条（解除）

当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告等することなく、本プログラムを解除することができるものとします。但し、第 2 号に該当する場合は、事前に相当期間を定めて催告をするものとします。

- 本提供条件書に違反した場合
- 本負担金、特典利用料、早期利用料、あんしん保証パックサービスの利用料金、分割支払金その他本プログラムに関するお客さまの当社に対する何らかの債務の支払いを怠った場合
- 本プログラムの申し込み内容に虚偽又は事実に反する記載・申告等がある場合
- 当社又はソフトバンク取扱店の営業を妨害し、又は妨害するおそれがある場合
- 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続きの開始申し立てがあった場合
- お客さまが振出、引き受け、裏書又は保証した手形又は小切手が不渡りとなった場合
- 公租公課等の滞納処分を受けた場合又は債務超過の状態である場合
- 解散決議、営業の停止又は廃止があった場合
- お客さまの財産が強制執行、仮差押又は仮処分を受けた場合
- その他当社の業務の遂行上支障がある場合

第 25 条（譲渡・承継）

- 本端末の割賦債務が完済されるまでの間に、お客さまが当社の承認を得た上で、本端末を譲渡又は承継した場合、本プログラムに関する権利義務は譲受人及び承継者に引き継がれます。但し、特典等の利用を申し込みした後に、譲渡又は承継の手続きを行った場合、別途当社が指定する条件・手続きを満たしたときに限って引き継がれます。
- 本端末の譲渡を申し込みした後、その譲渡の手続きが完了して一定期間が経過するまでの間は、特典等の利用を申し込みすることはできません。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

- 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。以下同じ。）に該当しないこと
- 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
- 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

第 27 条（裁判管轄）

本プログラム又は本提供条件書に関して、当社とお客さまとの間で発生した一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

合意管轄裁判所とします。

第 28 条（提供条件書の変更）

- 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
- 本提供条件書記載事項以外の部分については、当社が定める個品割賦購入約款又は個別信用購入あっせん約款の規定を適用します。なお、これらの約款と本提供条件書の内容が矛盾又は抵触する場合、本提供条件書の内容が優先的に適用されるものとします。

【更新履歴】

2025 年 8 月 6 日 初版作成

2025 年 11 月 28 日 更新

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025 年 11 月 28 日

ソフトバンク株式会社

別紙 1【特典利用料】**1. 特典 A の特典利用料**

種類	特典利用料の金額
特典 A	当社ホームページに定める金額※ (以下「特典利用料最大額」といいます。)

※お客様が本端末を購入する時点で当社ホームページに定められた金額が適用されます。

2. 特典 B の特典利用料

種類	特典利用料（税込）の金額
特典 B	下記①及び②の金額を比較して、いずれか少ない方の金額 ①特典 B 残債務（税込）の金額に 95% を乗じた金額 ②特典利用料最大額（税込）

3. 1年くりあげオプションの特典利用料

種類	特典利用料（税込）の金額
1年くりあげオプション	下記①及び②の金額を比較して、いずれか少ない方の金額 ①25回目から48回目までの分割支払金（税込）の合計額に 95% を乗じた金額 ②特典利用料最大額（税込）

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025年11月28日

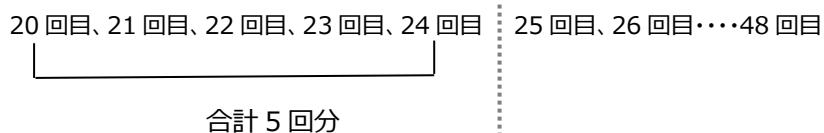
ソフトバンク株式会社

別紙2【早期利用料】

1. 用語の定義

「R」とは、お客さまが特典Aを利用した場合に、本端末の下取り代金債権と相殺されるお客さまの分割支払金の合計回数のうち、24回目までの分割支払金の回数を指します。

(例) 相殺される対象が20回目から48回目までの分割支払金（合計29回分）である場合、そのうち24回目までの分割支払金の回数は20回目から24回目までの5回分であるため、「R」は「5」になります。



2. 早期利用料

早期利用料は、特典Aを利用したときのお客さまの特典A残債務の金額に応じて異なり、下表のとおりです。

種類	特典A残債務	早期利用料（税込）の金額
特典A	13回目～48回目	当社ホームページに定める金額※ (以下「早期利用料最大額」といいます。)
	14回目～48回目	下記①の金額に下記②のRの数字を乗じて算出される金額
	15回目～48回目	①早期利用料最大額（税込）を12で割った金額
	16回目～48回目	②合計R回分
	17回目～48回目	(例) 早期利用料最大額が19,800円（税込）で、本端末の下
	18回目～48回目	取り代金債権と相殺される対象（特典A残債務）が20回目から
	19回目～48回目	48回目までの分割支払金（合計29回分）である場合
	20回目～48回目	①：19,800円÷12=1,650円
	21回目～48回目	②：上記1（用語の定義）の例のとおり「R」=「5」
	22回目～48回目	したがって、早期利用料は、以下のとおりです。
	23回目～48回目	1,650円（①）×5（②）=8,250円（税込）
	24回目～48回目	

※お客さまが本端末を購入する時点で当社ホームページに定められた金額が適用されます。

「新トクするサポート+」提供条件書

更新日：2025年11月28日

ソフトバンク株式会社